

薬生食検発 1225 第 7 号
令和 2 年 12 月 25 日

各検査所長 殿

検査所業務管理室長
(公 印 省 略)

通知等により様式が定められた申請書等に係る国民及び民間事業者等の
押印及び署名の見直しについて

「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされています。

また、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について（生活衛生・食品安全関係）」（令和 2 年 12 月 25 日生食発 1225 第 8 号 厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）において、通知等により様式が定められた申請書等については、「様式の改正等に準じて様式の変更等が行われたものとみなして取扱うものとすること。」としたところです。

これらを踏まえ、通知等により様式が定められた申請書等に係る国民及び民間事業者等の押印及び署名の具体的な事務取扱いについては、次によることとしましたので、ここに通知いたします。

記

第1 国民及び民間事業者等の押印及び署名の事務取扱い

(別紙)にてお示しした様式等については、国民及び民間事業者等の押印及び申請者記名欄又は署名欄等の署名を不要とし、記名を必要とすること。また、過去に生活衛生・食品安全企画課、食品基準審査課又は食品監視安全課(以下「担当課」という。)が発出した通知等によりお示しした申請書等のうち別紙に掲げていないものであって、国民及び民間事業者等の押印及び署名を不要とし、記名を必要として差し支えないと担当課が認めるもの(以下「当該申請書等」という)についても、事務取扱いの変更を行うこととするので、当該申請書等について、担当課にお問い合わせいただきたい。

なお、自己の氏名を自署で記載することを「署名」、自己の氏名を自署で記載することが義務づけられておらず、何らかの方法(ゴム印・印刷・タイプ等)で申請書等の作成者の名称を記すことを「記名」とする。

第2 実施時期

令和2年12月25日以降

(別紙)

- (1) 「食品等輸入届出書」の様式について
(平成 22 年 1 月 6 日付け食安検発 0106 第 5 号 厚生労働省医薬食品局食
品安全部企画情報課検疫所業務管理室長通知)
 - 食品等輸入届出書 (別添 1)
 - 輸入手続統一様式 (別添 3)

- (2) 貨物搬入前の届出済証の交付について
(平成 14 年 9 月 18 日付け食検発第 0918001 号 検疫所業務管理室長通知)
 - 衛生管理説明書 (別添様式)

- (3) 行政手続法の一部を改正する法律の施行について
(平成 27 年 3 月 16 日付け食安検発 0316 第 2 号 検疫所業務管理室長通知)
 - 行政指導申出書 (参考様式 1)